

- ・委任状は、必ず委任者（依頼する方）本人が自筆で記入し、押印してください。
- ・委任者欄に押印する印鑑は、認印で構いません。

委任状

年 月 日

みなかみ町長 様

委任者（依頼する方）

住 所

本 籍

氏 名（自署）

㊞

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号

私は、『 』の交付申請及び取得について、
次の者に委任します。

代理人（委任を受け、申請する方）

住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号

【戸籍請求にかかる注意事項】

1. 戸籍等及び戸籍の附票（以下、「戸籍等」という）の証明を請求できる者
戸籍等に記載されている方、またはその配偶者、直系尊属・卑属の方（以下「本人等」）については、戸籍等の証明を利用する理由の明示がなくとも請求することができます。
なお、本人等以外の方の請求（以下、「第三者請求」という）については、自己の権利の行使や義務の履行、国や地方公共団体の機関に提出する場合等、正当な理由があるときに請求することができます。
2. 第三者請求時の申請理由の記載について
(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍等の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍等を提出する国または地方公共団体の名称と、その理由を記載してください。
(3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的と、必要とする理由を記載してください。
3. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
4. 本人確認資料について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類（免許証、パスポート等）の提示が必要です。
5. 委任状等について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限を証する書類（親権者や後見人であることを確認できる書類）または、使用者等の権限を証明する書類（委任状等）が必要です。
6. 罰則について
偽り、その他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。